（農林水産大臣の指定する外国の政府機関に準ずるものの公示）

第三十八条　法第十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る農林物資の種類

（適合の表示を付する取扱業者の認証の申請）

第三十八条の二　法第十三条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　認証を受けようとする農林物資の取扱い等の方法の区分

三　法第十三条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項

四　その他参考となるべき事項

（適合の表示を付する取扱業者の認証の技術的基準）

第三十八条の三　法第十三条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項（認証の有効期間を定めない農林物資の取扱い等の方法の区分にあっては、第三号に掲げる事項を除く。）について、農林水産大臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに定めるものとする。

一　農林物資の取扱い等の方法の業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項

二　適合の表示を付する組織並びに適合の表示の貼付、適合の表示に関する記録の作成及び保存その他の適合の表示の実施方法

三　認証の有効期間

（農林物資の取扱い等に関する広告等）

第三十八条の四　法第十三条第一項の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　農林物資の取扱い等に関する広告

二　取扱業者に関する広告

三　前二号に掲げるものに準ずるものとして農林水産大臣が定めるもの

（適合の表示）

第三十八条の五　法第十三条第一項の農林水産省令で定める方式は、次のとおりとする。

一　表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は農林水産大臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに告示で定める。

イ　日本農林規格を意味する事項

ロ　認証を行った登録認証機関の名称

ハ　適合に係る日本農林規格の内容

二　表示の方法は、農林水産大臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに告示で定める。

（登録認証機関の登録）

第三十九条　法第十四条第一項の登録の申請は、別記様式第一号による申請書に手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をするときは、当該申請により得られた納付情報により、現金をもって手数料を納付するものとする。

（農林水産大臣の指定する外国の政府機関に準ずるものの公示）

第三十八条　法第十五条の二第三項の農林水産省令で定める事項は次に掲げるとおりとし、同項に規定する公示は官報に掲載することにより行う。

一　（略）

二　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類

（新設）

（新設）

（新設）

（登録認定機関の登録）

第三十九条　法第十六条第一項の登録の申請は、別記様式第一号による申請書に手数料に相当する額の収入印紙をはり付け、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をするときは、当該申請により得られた納付情報により、現金をもつて手数料を納付するものとする。